

# ISMAP 監査機関登録規則

令和2年6月3日  
(令和2年8月20日最終改定)

ISMAP 運営委員会

改定履歴

日付	改定内容
令和2年 6月 3日	ISMAPに関する規程等を施行
令和2年 8月20日	誤記の修正などの軽微な改定

## 目次

第1章	総則 .....	1
第2章	用語の定義 .....	1
第3章	申請者に対する要求事項 .....	1
第4章	登録に関する申請 .....	4
第5章	申請の受理 .....	4
第6章	審査 .....	5
第7章	登録 .....	5
第8章	登録の有効期間と ISMAP 監査機関リストの掲載事項変更届 .....	6
第9章	中間報告及びモニタリング .....	6
第10章	再申請 .....	7
第11章	登録の削除 .....	7
第12章	登録に係る異議申立 .....	8
別表1	申請書の提出方法 .....	9
別表2	3.5.1に規定する倫理審査機能を有する組織 .....	9

## 第1章 総則

- 1.1 本規則は、ISMAP 運営委員会が定める「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）基本規程」（以下、「基本規程」という）に基づき、監査機関の登録に関する事項を定める。
- 1.2 ISMAP 運用支援機関は ISMAP 運用規則で定める範囲で監査機関の登録に係る業務を行う。

## 第2章 用語の定義

本規則における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本項に示す定義以外については、基本規程における用語の定義に準ずるものとする。

### 2.1 ISMAP 監査機関リスト

ISMAP 運営委員会によって監査機関として本制度で定める要求事項を満たすことが確認された法人を記載する公開のリストをいう。

### 2.2 監査機関

ISMAP 運営委員会が監査機関登録基準に照らして審査を行った結果、適切と判断され、ISMAP 監査機関リストへ登録された法人をいう。

### 2.3 業務チーム

業務執行責任者が業務遂行のために自らの責任の下に編成するものをいい、業務執行責任者及び業務実施責任者を含め、原則、監査機関に所属する者で構成される。

### 2.4 業務執行責任者

監査機関に所属する者のうち、本制度における監査業務の責任者、すなわち当該業務とその実施及び発行する実施結果報告書に対する責任を負う者をいう。

### 2.5 業務実施責任者

業務チームに所属する者のうち、個々の監査業務の実施責任者をいう。

### 2.6 業務実施者

業務チームに所属する者のうち、本制度における監査業務を実施する者をいい、業務執行責任者、業務実施責任者又は業務チームの他のメンバーを含めて使用される。

### 2.7 申請者

ISMAP 監査機関リストへの登録申請を行う法人をいう。

## 第3章 申請者に対する要求事項

申請者は、以下の要求事項を満たす体制を整備する必要がある。

### 3.1 対象

ISMAP 監査機関リストの登録対象は、我が国において情報セキュリティ監査を業務として行っている法人とする。

### 3.2 準拠規程等

本制度の趣旨を理解するとともに、本基準の他、基本規程、情報セキュリティ監査基準、ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドライン、ISMAP 標準監査手続を含む、本制度に関して ISMAP 運営委員会が定める規程等に準拠すること。

### 3.3 法人登録

国税庁から法人番号の登録を受けていること。

### 3.4 業務品質

「情報セキュリティサービス審査登録制度」における審査登録機関によって経済産業省が定めた「情報セキュリティサービス基準」への適合性が認められ、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に「情報セキュリティ監査サービス」として掲載されていること。

### 3.5 問題事案対応

#### 3.5.1 情報セキュリティ監査に関する倫理審査機能を有する組織への所属

情報セキュリティ監査に関する倫理審査機能を有し、外部からの通報等にも対応できる組織に所属すること。情報セキュリティ監査に関する倫理審査機能を有する組織とは、情報セキュリティ監査の実施状況等について審査を行い、必要に応じて倫理審査に諮り、処分を行う機能を有する別表 2 に示す組織をいう。

#### 3.5.2 問題事案発生時の協力

問題事案発生時に、実施した本制度における監査業務に関して ISMAP 運営委員会が実施する調査活動に対して、その求めに応じて情報提供を行う等、これに応じること。

### 3.6 業務執行責任者の要件

業務執行責任者は、以下の全ての要件を満たすこと。

#### 3.6.1 資格要件

以下に掲げる資格のうち、いずれかを保有すること。

- ・ 公認情報セキュリティ監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人
- ・ 公認システム監査人
- ・ 公認情報システム監査人
- ・ システム監査技術者

#### 3.6.2 実務経験等

- ・ 情報セキュリティ監査基準に基づく監査、システム監査基準に基づく監査、あるいは、これらと同等と見なせる監査制度において、通算 10 年以上の外部監査<sup>1</sup>の実務経験を有すること。
- ・ ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修を受講していること。
- ・ クラウドコンピューティングに関する知見を有すること。

#### 3.6.3 国籍要件

- ・ 日本国籍を有すること。

---

<sup>1</sup> 組織から独立した外部の専門家によって実施される監査。

### 3.7 業務実施責任者の要件

業務実施責任者は、以下の全ての要件を満たすこと。

#### 3.7.1 資格要件

以下に掲げる資格のうち、いずれかを保有すること。

- ・ 公認情報セキュリティ監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人
- ・ 公認システム監査人
- ・ 公認情報システム監査人
- ・ システム監査技術者

#### 3.7.2 研修等の受講等

- (1) ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修を受講していること。
- (2) クラウドコンピューティングに関する知見を有すること。

#### 3.7.3 国籍要件

日本国籍を有すること。

### 3.8 業務チームの要件

- (1) 業務チームは、本制度に関する規程等を準拠して本制度における監査業務を実施しなければならない。
- (2) 業務チームは、業務執行責任者、業務実施責任者を含む最低3名以上で構成すること。
- (3) 業務チームのメンバーは、原則、日本国籍を有する者で構成すること。ただし、技術的事由及びその他の事由によりやむを得ない場合には、業務依頼者との契約締結前に ISMAP 運用支援機関に問い合わせを行うこと。
- (4) 業務チームの全てのメンバーは、ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修を受講していること。

3.9 申請者は、第4章に規定する手順に従って ISMAP 運営委員会に対して申請しなければならない。

3.10 申請者が提出書類、申請手続及び ISMAP 運用支援機関との連絡に使用する言語は、日本語でなければならない。

3.11 申請者は、日本の法令及び基本規程並びに本規則が定める事項を遵守し、ISMAP 運営委員会に提供する情報に事実と相違がないようにしなければならない。

3.12 申請者は、本制度の監査業務を通じて得た個別の手続の内容に関する情報について、申請者、業務依頼者、ISMAP 運営委員会、制度所管省庁、ISMAP 運用支援機関及びその委託を受けた者を除いて、申請者のグループ企業を含む他者に、サービス提供プロセスの管理等の品質管理の観点での情報共有以外の開示を行ってはならない。ただし、特に専門性を要する場合において、業務執行責任者の責任の下で業務チームのメンバーとして専

門的な知識、技能及び実務経験を持つ者として業務を実施する者を除く。やむを得ず開示が必要な場合は、ISMAP 運用支援機関に事前に相談しなければならない。

- 3.13 申請者は、サービス登録審査、監査機関のモニタリング、その他制度の適正な運用に必要な範囲で ISMAP 運営委員会が監査調書の閲覧を求めた場合には協力しなければならない。
- 3.14 日本の法令に基づき、反社会的勢力又は社会の安全を脅かす集団として指定を受け又は活動を制限された団体及びその構成員又は同等とみなされる者は、申請者となることができない。
- 3.15 ISMAP 監査機関リストの登録の更新に際しても本章の内容を準用する。

#### 第4章 登録に関する申請

- 4.1 申請者は、「様式 1 監査機関登録申請書」を使用し、以下の文書を添えて、別表 1 に示す提出方法（以下「指定の方法」という。）により ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に提出する。
  - (1) 3.1、3.2 及び 3.4 から 3.8 に規定する要求事項を満たしていることを示す資料。
  - (2) 3.3 は登記事項証明書。ただし、法人番号を登録申請書に記載した場合には、添付を省略できる。
- 4.2 ISMAP 監査機関リストの登録の更新の申請においても本章の規定を準用する。

#### 第5章 申請の受理

- 5.1 ISMAP 運用支援機関は、申請の受理に当たって、申請者が本規則の第 4 章に従って申請する文書（以下「申請文書」という。）の以下の内容について確認ができた場合には、申請を受理しなければならない。
  - (1) 4.1 に規定する申請文書が日本語で作成されており、不足がないこと。
  - (2) 円滑な審査を実施する上で、申請文書に記載すべき内容に不備がないこと。
- 5.2 ISMAP 運用支援機関は、随時、申請文書の受付を行う。
- 5.3 ISMAP 運用支援機関は、予め公開した審査手続開始日から原則として 2 週間以内にそれまでに受け取った申請文書の確認を実施する。

- 5.4 ISMAP 運用支援機関は、申請文書の確認の結果、当該申請書類に不足や不備等がある場合、申請者に問い合わせ又は追加の資料提出要請を行う。
- 5.5 申請者は、ISMAP 運用支援機関から問い合わせ又は追加の資料提出要請があった場合、速やかに回答、追加の資料提出又は申請文書の修正をしなければならない。
- 5.6 ISMAP 運用支援機関は、問い合わせ又は追加の資料提出要請の日から1ヶ月を経過しても申請者から十分な回答、追加の資料提出又は申請文書の修正が行われなかった場合には、申請を受理しないものとする。

## 第6章 審査

- 6.1 ISMAP 運用支援機関は受理した申請文書について、申請文書に添付された資料等に基づき技術的審査を行い、以下の各項目の確認状況及び登録の是非に関する ISMAP 運用支援機関の見解について、「様式2 審査報告書」により ISMAP 運営委員会に報告する。
  - (1) 3.1 から 3.8 に規定する要求事項を満たすことができること。
  - (2) その他、本制度の規定に照らして違反がない、若しくは違反歴がないこと。
- 6.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の審査を行うにあたり、必要に応じて、制度所管省庁の監督の下、申請者に追加の情報提供及び訪問調査への協力を求めることができる。
- 6.3 ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関が申請を受理した日から原則として6カ月以内に、ISMAP 運用支援機関からの報告内容を踏まえて、総合的に登録の是非を判断する。

## 第7章 登録

- 7.1 ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の決定を行った監査機関について、ISMAP 監査機関リストに登録し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様式3 結果通知書」により通知する。
- 7.2 ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の更新の決定を行った監査機関について、ISMAP 監査機関リストを更新し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様式3 結果通知書」により通知する。
- 7.3 監査機関は、結果通知書について、下記に示す管理をしなければならない。
  - (1) 登録の有効期限まで、原本を保持すること。
  - (2) 登録範囲を逸脱し又は本制度の趣旨に反する使用をしないこと。
- 7.4 ISMAP 運用支援機関は、本規則の6.3に規定する ISMAP 運営委員会の判断を受けて、登録要求事項を満たしていないとした申請者について、ISMAP 監査機関リストに登録できない旨を「様式3 結果通知書」により申請者に通知し、審査登録手続を終了する。
- 7.5 ISMAP 監査機関リストには、以下の項目を掲載する。
  - (1) 監査機関の名称
  - (2) 監査機関の所在地
  - (3) 登録日
  - (4) 登録の有効期限



## 第8章 登録の有効期間と ISMAP 監査機関リストの掲載事項変更届

- 8.1 ISMAP 監査機関リストの登録の有効期間は2か年とする。登録の有効期間の起算日は、ISMAP 運営委員会による登録決定の日とする。
- 8.2 監査機関は、本規則の4.2に規定する更新申請を行い、本規則の7.2で登録更新が決定された場合には、有効期間を2か年更新する。登録の有効期限までに更新の申請が行われない場合には、自動的に登録が削除される。なお、当該申請に対する登録の判断が ISMAP 運営委員会でなされるまでは、直前の登録の有効期限以降も引き続き登録を有効とする。それ以降の登録の更新についても同様とする。
- 8.3 監査機関は、登録の更新の申請を行う際には、本規則の第3章及び第4章の規定に従い申請を行わなければならない。
- 8.4 監査機関は、本規則第3章に規定する要求事項に関し、「様式1 監査機関登録申請書」に記載した事項に変更が生じた場合、遅延なく「様式4 ISMAP 監査機関リスト掲載事項変更届」を ISMAP 運用支援機関あてに提出すること。
- 8.5 ISMAP 運用支援機関は、監査機関が前項の届出を行っていないにも関わらず、登録内容と実態との乖離を把握した場合、当該監査機関の登録の一時停止を行うとともに、当該届出を求めることができる。
- 8.6 ISMAP 運用支援機関は、監査機関が前項の求めに応じて8.4の届出を行った場合、当該監査機関の登録の一時停止を解除する。
- 8.7 ISMAP 運用支援機関は、監査機関の登録の一時停止を解除するまで、当該監査機関の登録の一時停止が行われていることを ISMAP 監査機関リストにおいて公表する。

## 第9章 中間報告及びモニタリング

- 9.1 監査機関は、登録の有効期限の1年前に、監査機関要求事項への遵守状況、直前の1年間に実施した監査の実績並びにその監査を実施した業務チームの構成員の資格要件及び研修等の受講状況について、「様式5 中間報告書」により ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に報告するものとする。
- 9.2 ISMAP 運用支援機関は、監査機関が本規則第3章に規定する要求事項を登録期間中にわたって継続的に満たしていることを確認するために、以下の各号に該当する場合に、制度所管省庁の監督の下、モニタリングを実施することができる。
  - (1) 9.1に規定する報告の内容を受けて ISMAP 運営委員会又は ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。
  - (2) 8.4に規定する届出の内容を受けて ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。
  - (3) 本制度を構成する者その他外部からの苦情又は情報提供等により、要求事項への適合性に疑義が生じた場合。
  - (4) その他、ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

### 9.3 モニタリングは、以下の手順で行う。

- (1) ISMAP 運用支援機関は、モニタリングの対象となる監査機関に対して「様式 6 モニタリング実施通知書」によりモニタリングを実施する旨と確認内容に関する通知を行う。
- (2) 監査機関は、(1)の通知を受けた場合、文書により確認内容への回答を行う。
- (3) ISMAP 運用支援機関は、回答を確認し必要と認めた場合、当該監査機関に対する聞き取り調査を行う。
- (4) ISMAP 運用支援機関は、(2)、(3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切に実施されていることが確認できた場合、その旨を「様式 7 モニタリング実施結果等通知書」により監査機関に通知しモニタリングのプロセスを終了する。
- (5) ISMAP 運用支援機関は、(2)、(3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切に実施されていることが確認できない場合、その旨を「様式 7 モニタリング実施結果等通知書」により監査機関に通知するとともに、ISMAP 運営委員会に報告する。監査機関は、当該通知を受けた場合、弁明の機会を求めることができる。要求事項が適切に実施されていないと判断される場合、ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会に確認の上、必要に応じて本規則第 10 章に規定する再申請への対応を求めることができる。

## 第10章 再申請

- 10.1 9.3(5)の規定に基づき求められる再申請における手続は、本規則第 3 章から第 7 章までの規定を準用する。

## 第11章 登録の削除

- 11.1 監査機関は、3.1 から 3.8 に規定する要求事項を満たすことができず登録を維持できないと判断した場合、「様式 8 登録取下届出書」により ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に遅滞なく届け出ること。
- 11.2 ISMAP 運営委員会は、以下のいずれかの場合には、ISMAP 監査機関リストから当該監査機関を削除する。
  - (1) 登録の有効期限までに更新の申請が行われなかったとき。
  - (2) 監査機関から登録取下届出書が提出されたとき。
  - (3) 登録者に本規則第 10 章に規定する再申請を求めるとき。
  - (4) 監査機関が正当な理由なく本規則に定める ISMAP 運営委員会及び ISMAP 運用支援機関からの求めに応じなかったとき。
  - (5) その他、監査機関が本規則第 3 章に規定する要求事項を満たさないことが明らかなきとき

- 11.3 ISMAP 運営委員会は、前項(4)又は(5)に該当する場合、「様式9 再申請要請書」を用いてその旨を登録者に通知する。
- 11.4 実施結果報告書の日付が ISMAP 監査機関リストから監査機関が削除された日より前である場合、当該実施結果報告書は、ISMAP 監査機関リストからの監査機関の削除を理由として無効とはされない。
- 11.5 削除は、ISMAP 運営委員会が当該決定を行った日よりその効力を発揮するものとする。ただし、当該監査機関の登録が一時停止されている場合には、登録の一時停止が開始した日に遡って効力を発揮するものとする。

## 第12章 登録に係る異議申立

- 12.1 申請者又は監査機関は、ISMAP 監査機関リストへの登録に関する処置への異議がある場合、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会あてに「様式10 異議申立書」を提出することにより、異議申立を行うことができる。
- 12.2 ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関を通じて前項の異議申立書を受け取った場合には、「様式11 異議申立書への回答書」により当該申立者に回答を行う。

別表1 申請書の提出方法

ISMAP 運用支援機関が指定する方法

別表2 3.5.1に規定する倫理審査機能を有する組織

特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会

様式1 監査機関登録申請書

様式2 審査報告書

様式3 結果通知書

様式4 ISMAP 監査機関リスト掲載事項変更届

様式5 中間報告書

様式6 モニタリング実施通知書

様式7 モニタリング実施結果等通知書

様式8 登録取下届出書

様式9 再申請要請書

様式10 異議申立書

様式11 異議申立書への回答書